

【準会員(会計士補・特定社員以外)用】

平成 年 月 日

日本公認会計士協会御中

準会員番号 第 6 - 号
(ふりがな)
氏 名 ㊞

会員情報・会員名簿等への非公開(非掲載)申請書

私の下記事項を会員情報・会員名簿等では非公開(非掲載)に取扱うことを申請いたします(該当する非公開(非掲載)部分にチェックマークを入れてください。)

記

自宅住所(又は勤務先等の所在地も含む)

自宅電話番号

勤務先等電話番号・ファクシミリ番号

(注) 別紙「会員情報の照会等に関する取扱細則」をご参照の上、必要事項を記入して、
総務本部会員登録グループ宛ファクシミリ(03-5226-3353)、E-mail:kaiin@jicpa.or.jp 又は郵送にてご提出してください。

【別紙】 会員情報の照会等に関する取扱細則 抄

(制 定 平成17年 3月11日)
最終変更 平成20年 3月26日

(会員名簿への非掲載)

第9条 会員又は準会員から、会員名簿に住所若しくは住所の電話番号(二号・五号準会員以外の準会員で、第5条第1項第二号括弧書きの適用がある場合は当該勤務先等の所在地又は電話番号)又は事務所の電話番号について掲載を希望しない旨の申請があった場合には、第5条第1項の規定にかかわらずこれを掲載しない。

2 会員又は二号・五号準会員から、特段の事情があって会員名簿に事務所の所在地の掲載を希望しない旨の申請があった場合において、これを会長がやむを得ない事情があるものと認めるときは、第5条第1項の規定にかかわらず、事務所の所在地を掲載しないことができる。

(会員情報の提供)

第10条 本会は、会員及び準会員に対し、本会ホームページ(会員・準会員専用)において氏名検索により会員及び準会員に係る情報(ただし、第9条の規定により会員名簿に掲載されていない事項を除く。)を公開することができる。

2 本会は、会員及び準会員の求めに応じて、会員及び準会員の氏名及び事務所の所在地又は住所若しくは勤務先等(ただし、第9条の規定により会員名簿に事務所の所在地又は住所若しくは勤務先等が掲載されていない会員・準会員を除く。)を宛名ラベル等に印刷して、提供することができる。

3 本会は、前項の提供に当たっては、実費その他一切の事情を勘案した手数料を徴収することができる。

(会員情報等の照会)

第11条 本会は、公認会計士、会計士補、外国公認会計士又は特定社員でない者がそれと誤認させるような名称を使用することを防ぐため、会員若しくは準会員又はこれらの者以外の者から、公認会計士登録の有無など会員情報等に関する照会があった場合は、次条に定めるところにより、回答することができる。

(回答の制限)

第12条 会員情報等の照会が電話等であった場合において、照会者が会員又は準会員のときは、会員又は準会員本人であることを確認した上で回答しなければならない。

2 本会は、会員又は準会員から、当該本人以外の会員又は準会員に関する会員情報について照会があった場合は、会員名簿に掲載されている事項(ただし、第9条の規定により会員名簿に掲載されていない事項を除く。)について回答することができる。

3 本会は、会員及び準会員以外の者から、会員情報について照会があった場合は、会員名簿に掲載されている事項のうち、次の各号に定める事項(ただし、第9条の規定により会員名簿に掲載されていない事項を除く。)を回答することができる。

一 会員及び二号・五号準会員

氏名、登録番号、事務所の所在地及び電話番号

二 二号・五号準会員以外の準会員

氏名、準会員番号、住所(第6条第4項の規定により勤務先等の所在地を掲載している場合は当該所在地)及び電話番号

4 本会は、準会員でない会計士補について照会があった場合は、その登録の有無のみ回答することができる。

(会員情報の一部公開)

第13条 本会は、公認会計士、会計士補、外国公認会計士又は特定社員でない者がそれと誤認させるような名称を使用することを防ぐため、本会ホームページに氏名検索により会員及び二号・五号準会員の氏名、登録番号及び事務所の所在地(ただし、最小行政区画までとする。)を公開することができる。

2 前項にかかわらず、第9条第2項の規定により会員名簿に掲載されていない事項は公開しないものとする。

附 則 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年1月17日改正)この改正規定は、平成18年1月18日から施行し、平成18年1月1日から適用する。

附 則(平成18年12月7日改正)この改正規定は、会則50条の改正について金融庁長官の認可の日(平成19年2月2日)から施行する。

附 則(平成20年3月26日改正)この改正規定は、会則第31条の2を加える改正規定の適用日(平成20年4月1日)から施行する。